

# 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に 供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領

一般社団法人 佐賀県木材協会

## 第一 目的

本実施要領は、一般社団法人佐賀県木材協会（以下「県木協」という）が平成18年8月2日に制定した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」、平成24年12月12日に制定した「間伐材チップの確認に関する自主的行動規範」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範」で規定する「事業者等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

## 第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

## 第三 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、**様式1**で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を県木協へ提出しなければならない。
- 2 1の認定申請の提出には、**別記1**で定める認定手数料及び年度維持費とともに県木連に提出することを要する。

## 第四 審査及びその結果の通知

- 1 県木協は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別途（**別記2**運営規定のとおり）定める

こととする。

3 県木連は、審査結果を申請者に通知様式2するものとする。

## 第五 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

## 第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 県木協は第4に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、様式3で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

## 第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、様式 4 とする。

## 第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、様式 5 で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、県木協へ報告する。
- 2 県木協は、認定会員からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第九 立ち入り検査

県木協は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、県木協から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報の提供に応じると共に、立入検査等県木協に協力しなければならない。

## 第十 認定事業者の取り消し

- 1 県木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。
  - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
  - ② 認定会員から認定の取消申請があったとき。
  - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 本会は、認定を取り消したときは、様式 6 で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

## 第十一 事業者認定の継続

- 1 認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、「認定申請書（継続）」様式 7 を県木協に提出しなければならない。

附則 この実施要領は、平成24年12月12日から施行する。

